

川西市立加茂小学校放課後キッズプレイス事業運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

放課後等の学校施設を活用し、児童の主体的な活動を支援することで、児童の自主性、社会性及び協調性が育まれ、安全・安心で自由に過ごすことのできる居場所を提供することを目的に、川西市放課後児童居場所づくり事業「放課後キッズプレイス」を実施している。

本事業の運営業務を委託するにあたり、豊富な経験や知識を有する事業者から企画提案を募集し、提案やヒアリングの内容等を総合的に評価し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務概要

(1) 業務名

川西市立加茂小学校放課後キッズプレイス事業運営業務

(2) 業務内容

運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる業務

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで（事業の開始日：令和9年4月1日）

(4) 履行場所

川西市加茂3-14-1 川西市立加茂小学校内

3. 参加資格

参加資格は、次の要件をすべて満たす法人またはその他の団体（以下「法人等」という。）とする。

- ①地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しないこと。
- ②川西市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ③国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑥破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑦会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑧川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条1号から3号までのいずれにも該当しない者であること。
- ⑨個人情報の漏洩、滅失、き損又は改ざんの防止その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要なルールや法例遵守の仕組みが確立されていること又はプライバシーマークを保有している者であること。
- ⑩仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

⑪過去5年以内（令和3～7年度）に次のいずれかの業務（以下、「同種の業務」という。）の運営実績を有すること又は同等の能力があると認められること。

ア 児童の保育又は教育分野に係る事業（保育所、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園等）

イ 児童の福祉や健全育成又は子育て支援に係る事業（放課後児童健全育成事業、児童館、児童養護施設、放課後等デイサービス、児童発達支援事業、放課後等における児童の居場所づくり事業等）

⑫同種の業務に対し、契約不履行行為等不法行為をしていないこと。

⑬同種の業務に対し、他の地方公共団体から業務停止及び取消処分を受けていないこと。

⑭労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。

※上記、参加資格の確認基準日は、参加表明書を提出した日とし、確認基準日以降、提案書の提出の日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、原則として失格とする。

4. 実施スケジュール

内容	期間
実施要領等の公表	令和8年10月5日（月）
質問書受付締切	令和8年10月16日（金）17時まで
質問書に対する回答（市ホームページ掲載）	令和8年10月23日（金）（予定）
参加表明書等の提出期限	令和8年10月30日（金）17時まで
企画提案書等の提出期限	令和8年11月6日（金）17時まで
審査（プレゼンテーション等）	令和8年11月16日（月）～20日（金）（予定）
審査結果通知	令和8年11月下旬

5. 実施要領等の入手方法

実施要領、仕様書、様式等は、川西市ホームページからダウンロードして入手すること（窓口での配布は、行わない）。

6. 質問書の提出及び回答

本実施要領等に関する質問は、次のとおり受付し、回答する。

（1）質問の提出方法

別紙1「質問書」に質問内容を記載の上、電子メールにより提出。

メールの件名は、「川西市立加茂小学校放課後キッズプレイス事業運営業務委託公募型プロポーザル質問書」とし、送付後、到着確認の連絡をすること。電話等による口頭での質問・問い合わせは受け付けない。

（2）提出期限

令和8年10月16日（金）17時まで（必着）

(3) 宛先

川西市教育推進部入園所相談課 メールアドレス kawa0211@city.kawanishi.lg.jp

(4) 回答方法

川西市ホームページに掲載する。(令和8年10月23日(金) 予定)

7. 参加表明書等の提出方法

(1) 参加表明書等の受付

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次により「参加表明書兼誓約書」及び添付資料を提出すること。なお、提出期限内に「参加表明書兼誓約書」等を提出しなかった者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

①提出期限

令和8年10月30日(金) 17時まで (必着)

②提出方法

提出書類等は、持参または郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留によるなど、追跡可能な方法を取り、提出期限までに必着すること。

③提出先

〒666-8501 川西市中央町12番1号 (3階8番窓口)

川西市教育委員会事務局 教育推進部入園所相談課 (留守家庭児童育成クラブ担当)

(2) 参加表明書とあわせて提出が必要な書類

①参加表明書兼誓約書(様式1)

②法人の概要(様式2)及び組織及び運営に関する事項を記載した書類(任意様式・パンフレット可)

③事業実績一覧(様式3)及び事業概要が分かる書類(パンフレット・チラシ等)

④定款、寄付行為またはこれらに準じる書類

⑤法人の登記事項証明書(全部事項証明書)

⑥直近3年分の国税(納税証明書その3の3)及び地方税(法人住民税及び法人事業税)の納税証明書

- ・発行後3ヶ月以内のもの
- ・未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書
- ・本社、本店分のみ提出。ただし、支社・支店が参加表明する場合は、支社・支店分も合わせて提出。
- ・非課税扱いで申告の必要がなく、納税証明書が取得できない法人は、その旨を記載した文書を提出。

(3) 提出部数

2部(正本1部及び副本1部)

8. 現地説明会

本プロポーザルに係る現地説明会は開催しません。

9. 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の受付

① 提出期限

令和8年11月6日（金）17時まで（必着）

② 提出方法

参加表明書等の提出方法と同じ

③ 提出先

参加表明書等の提出先と同じ

(2) 企画提案書とあわせて提出が必要な書類

① 企画提案書（様式4）

- ・仕様書の業務を遂行するための具体的な事業計画を記載すること。なお、枚数制限はなく、各記載欄の枠の大きさは自由に調整してもよい。また、資料添付、イメージ図や写真の使用も可とする。
- ・表紙及び背表紙には事業者名を記載し、A4縦型フラットファイルに左綴じとし、ページに付番すること。企画提案書の様式は縦置き横書き、基本的にA4用紙両面印刷とする。ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、スケジュール等、資料の作成上A3用紙を利用した方が分かりやすい場合は、A3用紙の利用も可とする。なお、企画提案書提出期間中の差し替えは可とする。

② 見積書及び見積積算内訳書（任意様式）

- ・見積額には、仕様書及び仕様書別表を確認し、事業者負担分を見込むこと。
- ・見積書及び見積積算内訳書は、企画提案書の次に綴じること。

(3) 提出部数

6部（正本1部及び副本5部）

10. 提案限度額

8,977,000円（税抜金額）

- ・提案限度額を踏まえて、見積書及び見積積算内訳書を作成すること。
- ・見積額が、提案限度額を超える場合は、提案書等の審査は行わず、失格とする。
- ・見積者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

11. 参加辞退

参加表明書等の書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式は任意）を担当課まで持参または郵送にて提出すること。

12. 選定審査及び評価

参加資格に掲げる条件をすべて満たしていることを事務局で確認のうえ、応募件数に関わらず、「川西市放課後キッズプレイス運営業務委託に係るプロポーザル評価委員会」を開催する。

なお、評価委員会において書類審査・プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、契約候補者とし

て選定し、点数の優れた事業者から優先交渉権を付与する。

(1) 書類審査・プレゼンテーション及びヒアリング審査の項目 (合計200点)

定量評価 (60点)

評価項目	配点
同種事業・類似事業の実績	5
提案価格 (見積り金額)	55

定性評価 (140点)

評価項目	評価の内容	配点
基本理念・運営方針	本事業並びに川西市の放課後事業の全体像に対する理解	10
実施体制	現場責任者・スタッフの職員配置	35
	職員確保の手段及び職員確保の見通し	
	人材育成や研修体制	
	法人本部での体制	
業務の運営方針・方法	管理運営方針と事業目的との整合性	95
	独自提案の具体性、有効性、妥当性	
	日常生活の中での児童への配慮や対応	
	特別な支援が必要な児童への対応	
	児童の安全確保と健康管理・急病やケガ等への対応	
	危機管理対策	
	保護者対応	
	個人情報保護についての基本的な考え方	
	留守家庭児童育成クラブ・学校や地域活動団体が学校で実施する事業との連携	

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

①実施日時

令和8年11月16日(月)～20日(金)(予定)

※時間帯等の詳細については、別途通知する

②実施場所

実施場所については、別途通知する。

③審査方法

プレゼンテーション及びヒアリング審査の出席者は、本業務を受託したときに主な担当となる者3名以内とし、法人の代表者、事業責任者、運営委託する放課後キッズプレイスの本部担当職員、現場責任者に予定している者等の法人職員に限る。

プレゼンテーション及びヒアリングでは、企画提案書等の説明(20分以内)と質疑応答(20分程度)を行う。なお、説明に際してパワーポイント等の使用を認めるが、内容については、事前に提出

した書類に記載された内容に限る。

(3) 採点方法

「(1)書類審査・プレゼンテーション及びヒアリング審査の項目」を評価し、合計200点満点で採点する。応募者の得点は、「川西市放課後キッズプレイス運営業務委託に係るプロポーザル評価委員会」の委員それぞれの得点を合計して評価する。

なお、評価委員の採点結果の平均が、満点の60%を下回るときは、選定の対象としない。

13. 審査結果の通知と公表

選考結果は、終了後、全ての応募者に対して速やかに文書により通知する。(令和8年11月下旬頃)
また、市ホームページでも公表する。

14. 失格要件

提出者が、次のいずれかに該当するときは、失格または無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (3) 本件の審査に係る評価委員に接触した事実が認められたとき。
- (4) 他の事業者と応募提案の内容またはその意思について相談を行ったとき。
- (5) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- (6) 過去の事件・事故等について、市の調査の結果、法人及び本事業の運営に重大な影響を与えることが明らか、かつ、悪質で改善・解決が図られていないものが判明した場合
- (7) その他、関係法令等に違反すると認められたとき。

15. 提出書類の取り扱い

- (1) 参加表明書、企画提案書その他提出された書類は返却しない。
- (2) 原則として、提出書類の修正はできない。
- (3) 必要に応じて追加資料を求める場合がある。
- (4) 提出書類について、情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

16. その他の留意事項

- (1) 本件の応募に係る経費は、提案者の負担とする。
- (2) 契約候補者として決定された後の企画提案書等の変更については、原則として認めない。ただし、サービスの向上につながるものや、軽微な変更等やむを得ないもので、審査結果に影響を与えない場合のみ、市と協議の上、認めることがある。
- (3) 契約候補者として決定された場合であっても、法令の規制等により企画提案書の内容の実施が見込まれないなど、放課後キッズプレイスの運営が困難と市が判断した場合には、決定を取り消すことがある。

- (4) 本プロポーザルは、契約候補者を決定するものであり、運営委託を約束するものではない。
- (5) 契約候補者として決定された者は、提案した計画内容を確実に履行し、関係法令等を遵守し、市の指示及び指導に従うものとする。
- (6) 市がやむを得ない事情により本プロポーザルの実施ができないと認めるときは、中止する場合がある。なお、この場合、提案者はそれまでに要した費用を、本市に請求することはできない。

17. 担当課

川西市教育委員会事務局 教育推進部入園所相談課（留守家庭児童育成クラブ担当）

担当：西川

〒666-8501 川西市中央町12番1号（3階8番窓口）

電話：072-740-1215（9時～17時）

電子メール：kawa0211@city.kawanishi.lg.jp